

平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会社名 株式会社ノザワ
代表者名 代表取締役社長 野澤 俊也
(コード番号 5237 大証第 2 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 三原 伸夫
(TEL 078-333-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 148 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現在、買収者が現れた場合の脅威として想定している具体的事象はありませんが、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する不適切な買収を未然に防止し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保、向上させるためには、買収行為に対する防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。かかる買収防衛策の導入に当たりましては、買収防衛策の導入根拠、手続等を予め明確にしておく必要があります。そのため、新たに 1 章を設けて買収防衛策として一定のルールを導入することを規定するとともに、当該ルールの導入、改廃の手続及び有効期間に関する基準を設けるものであります。
- (2) 会社法においては、取締役会決議のみによって新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされています。(会社法第 278 条第 3 項本文)。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として行われる新株予約権の無償割当てに関しては、原則として株主の皆様の意思に基づいて行われるべきであり、そのためには、株主総会により新株予約権無償割当決議を行うこと、または、新株予約権無償割当決議を行うことを株主総会により取締役会に委任していただくことが必要であると考えております。そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会のほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会をその決定機関とする旨をあわせて追加するものであります。

<p>[新設]</p>	<p><u>た後3年以内の最終の事業年度に関する当会社の定時株主総会において、その存続の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。</u> <u>前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める当会社の定時株主総会での存続の承認が得られなかった場合は、当該承認がなされなかった時点をもって、前条に基づき導入された買収防衛策はその効力を失うものとする。</u></p>
---------------	--

以 上